

奈良県告示第三百六十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により平成二十二年三月奈良県告示第四百二十六号で告示した奈良県保健医療計画を次のとおり変更し、平成二十五年四月一日から施行する。

なお、変更後の計画は、奈良県医療政策部地域医療連携課、県内の各保健所及び奈良市保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県保健医療計画（概要）

第一編 総論

第一章 医療計画に関する基本的事項

一 計画策定の趣旨

この計画は、次に掲げることを目的としています。

1 生活習慣病の増加に対応するため、予防から早期発見、治療、リハビリテーション、さらには在宅療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する体制を構築すること。

2 医師・看護師等の不足及び偏在の解消並びに救急医療、災害時の医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療を提供する体制を構築すること。

二 基本理念

1 すべての県民が、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要な医療、介護及び福祉のサービスが適切に受けられる体制の構築を目指します。

2 具体的な政策目標として、県内の救急患者を断らない病院づくり、地域の医療に必要な医療従事者を確実に育成し、及び配置するシステムづくりを図り、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、加齢や障害にかかわらず、健康でいきいきと暮らす健康長寿な奈良県を目指します。

三 計画の性格

1 本県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画です。

2 医療法第三十条の四の規定に基づく医療計画です。

四 計画の期間

平成二十五年から平成二十九年までの五年間の計画です。

なお、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

第二章 奈良県の現状

- 一 地勢と交通
- 二 人口構造
- 三 人口動態
- 四 県民の受療状況
- 五 医療提供施設等の状況

第三章 保健医療圏と基準病床数

一 保健医療圏

医療資源の適正な配置並びに医療機関相互の機能の分担及び連携を推進し、県民の保健医療に対する需要に対応するため、圏域を設定します。

保健医療提供体制の整備を図る基本的な単位地域であり、県民の自由な受診を妨げるものではありません。

1 一次保健医療圏

地域住民の日常的な健康相談及び健康管理並びに外来診療で対応する頻度の高い傷病の治療等を総合的、継続的に提供していく基礎的な圏域として、県内三十九の保健医療圏を設定します。

2 二次保健医療圏

特殊な医療サービスを除く通常の保健医療供給が過不足なく完結されることを目標として整備する圏域として、奈良・東和・西和・中和・南和の五圏域を設定します。

なお、この圏域は、主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する区域です。

二次保健医療圏

奈良	奈良市
東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村

精神病床	療養病床及び一般病床					病床の種類別
	南和	中和	西和	東和	奈良	区域
全 県	南和	中和	西和	東和	奈良	基準病床数(床)
二、八〇〇	八八五	三、四九五	三、二七五	二、四八四	三、六〇八	

二 基準病床数
基準病床数を次のとおり定めます。

単位として設定される区域です。

3 三次保健医療圏
特殊な診断又は治療を必要とする高度で専門的な保健医療サービスを提供する三次保健医療圏は、全県を一つの圏域とします。
なお、この圏域は、特殊な医療等を提供する病院の病床の確保を図るべき地域

南和	中和	西和
五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町

結核病床	全 県	五〇
感染症病床	全 県	二八

三 有床診療所の特例について

第二編 各論

第四章 地域医療再生計画に基づく公立病院の整備

一 高度医療拠点病院の整備

二 南和地域における公立病院の機能再編

第五章 医療従事者等の確保

一 医師確保

二 看護師確保

三 歯科医師

四 薬剤師

五 その他の医療従事者

六 介護サービス従事者

第六章 疾病・事業ごとの医療連携体制の推進

一 がん

二 脳卒中

三 急性心筋梗塞

四 糖尿病

五 精神疾患

六 救急医療

七 災害医療

八 へき地医療

九 周産期医療

十 小児医療

十一 在宅医療

第七章 医療機能の見える化への取組

第八章 地域における医療機能の分担と連携

- 一 地域における保健医療の連携
- 二 医薬分業
- 三 地域医療支援病院

第九章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組

- 一 健康づくりの推進
- 二 高齢者福祉対策（介護保険）
- 三 障害者保健福祉対策
- 四 母子保健対策
- 五 結核対策
- 六 難病対策
- 七 感染症対策
- 八 臓器移植等の推進
- 九 歯科保健医療対策
- 十 血液の確保等対策

第十章 医療に関する情報提供の推進

第十一章 医療安全と健康危機管理の推進

- 一 医療の安全の確保
- 二 医薬品等の適正使用対策
- 三 食品の安全性の確保

第十二章 目標設定と計画の推進

- 一 数値目標の設定
- 二 計画の推進体制と役割
- 三 進行管理と計画の評価